

T215250003

株式会社大木工芸

代表取締役

大木 武彦殿

全国中小企業団体中
会 長 鶴 田 欣

平成21年度ものづくり中小企業製品開発等支援補助金（実証等支援事業）

交付決定通知書

平成21年9月11日付け文書をもって申請のありました上記補助金については、ものづくり中小企業製品開発等支援補助金（実証等支援事業）交付規程（平成21年7月22日21全中発第676号。以下「交付規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助金交付の対象となる事業の内容は、平成21年9月11日付けで申請のありました平成21年度ものづくり中小企業製品開発等支援補助金（実証等支援事業）交付申請書（以下「交付申請書」という。）の記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	4,933,800 円
補 助 対 象 経 費	4,708,800 円
補 助 金 の 額	4,708,800 円
3. 補助事業に要する経費の配分、この配分された経費の額に対応する補助対象経費及び補助金の額の区分は、別紙のとおりとする。
4. 補助金の額の確定は、上記に記載した補助金の額と実支出額のいずれか低い額の合計額とする。
5. 補助事業を実施する補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、及び交付規程に従わなければならない。なお、これらの規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

（1）交付決定の取消し、補助金等の返還及び加算金の納付等。

（2）適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。